改正後	改正前
㈡　団体（小学生以上の者二十人以上） 十五歳以上の者（中学生又はこれに相当する者を除く。）　一人につき五百五十円	㈡　団体（小学生以上の者二十人以上） (イ)　十五歳以上の者（(ロ)に掲げる者を除く。）　一人につき五百五十円 (ロ)　小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者　一人につき二百十円
（削る）	（略）
（略）	

（昭和六十二年建設省告示第千二十九号の一部改正）

第二条　昭和六十二年建設省告示第千二十九号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（略）	（略）
二　入園料	二　入園料
1　一日入園料	1　一般入園料
㈠　一般入園料	㈠　十五歳以上六十五歳未満の者（㈢に掲げる者を除く。）　一人につき一回四百十円（プール利用者にあつては、百十円）
イ　十五歳以上六十五歳未満の者（中学生又はこれに相当する者を除く。）　一人につき一回四百五十円（プール利用者にあつては、百十円）	㈡　六十五歳以上の者　一人につき一回二百十円（プール利用者にあつては、百十円）
ロ　六十五歳以上の者　一人につき一回二百十円（プール利用者にあつては、百十円）	㈢　小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者　一人につき一回八十円（プール利用者にあつては、五十円）
㈡　団体（小学生以上の者二十人以上）入園料	2　団体（小学生以上の者二十人以上）入園料
イ　十五歳以上六十五歳未満の者（中学生又はこれに相当する者を除く。）　一人につき一回二百十円（プール利用者にあつては、百十円）	㈠　十五歳以上六十五歳未満の者（㈢に掲げる者を除く。）　一人につき一回二百九十円（プール利用者にあつては、百十円）
ロ　六十五歳以上の者　一人につき一回二百十円（プール利用者にあつては、百十円）	㈡　六十五歳以上の者　一人につき一回二百十円（プール利用者にあつては、百十円）
2　二日間通し入園料	㈢　小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者　一人につき一回五十円
㈠　一般入園料	3　年間入園料
イ　十五歳以上六十五歳未満の者（中学生又はこれに相当する者を除く。）　一人につき一回二百五十円	㈠　十五歳以上六十五歳未満の者（㈢に掲げる者を除く。）　一人につき一年間四千百円
ロ　六十五歳以上の者　一人につき一回二百五十円	㈡　六十五歳以上の者　一人につき一年間二千百円
㈡　団体（小学生以上の者二十人以上）入園料	㈢　小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者　一人につき一年間八百円
イ　十五歳以上六十五歳未満の者（中学生又はこれに相当する者を除く。）　一人につき一回三百五十円	（略）
ロ　六十五歳以上の者　一人につき一回二百五十円	
3　年間入園料（入園料及び入場料を徴収する全ての国営公園に入園可能）	
㈠　十五歳以上六十五歳未満の者（中学生又はこれに相当する者を除く。）　一人につき一年間四千五百円	
㈡　六十五歳以上の者　一人につき一年間二千百円	
（削る）	
（略）	

（昭和六十三年建設省告示第千五百六十一号の一部改正）

第三条　昭和六十三年建設省告示第千五百六十一号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。